

漢文景期小考

角 谷 常 子

はじめに

秦始皇帝と漢武帝は、ことさら列挙するまでもなく共通点が多い。「秦皇漢武」と並び称せられるゆえんである。しかしこの2つの山に圧倒されて、文帝・景帝期は影が薄い。黄老思想のもと、積極的な施策もなく、諸侯王対策にあげられただけという感が強いであろう。しかし、武帝と、¹いう山を見ているだけでは、なぜそんなに高くなつたのかはわからない。始皇帝の前に孝公や昭襄王、商鞅や李斯があつたように、武帝をその高みに押し上げたものがあるはずである。始皇帝と武帝を点と点で結ぶだけでは全体像は把握できない。¹本稿では、始皇帝と武帝の共通項のうち、巡狩・封禪と対匈奴政策を取り上げ、それらが文景期にお

いてどのように展開されたかを考察し、始皇帝から武帝への推移をあとづけたと思う。

I 巡狩・封禪

始皇帝は即位の後、「終始五徳之伝」を推して周を火徳、秦はそれに代わる水徳として、十月朔と定め、「衣服旄旌節旗」は黒を、数は六を上げこととした。さらに全国を郡と県に分け、度量衡・車軌・文字を統一した。こうした諸制度の制定の翌年、さっそく隴西・北地への巡狩に出かけ、さらにその翌年には東に向い、封禪の儀を行った。周知の如く、封禪についてはその起源や成立過程・目的など、種々議論がある。先行研究によってまとめると、封禪とは秦漢

時代に成立したもので、特に秦・前漢時代のそれは、太平の世の実現者（受命の帝王及びその後継者）が泰山で行う、祭天というよりもむしろ不死延命を祈る祭祀、ということになる²。では受命思想もみられず、刻石にも祭天には全く言及しない始皇帝がなぜそうした祭祀を行ったのだろうか。それについては、稲葉氏と同じく

五帝より以て秦に至るまで、軼いに興り軼いに衰る。

名山大川或いは諸侯に在り、或いは天子に在り、其の禮の損益すること世よ殊なり、勝けて記すべからず。秦の天下を并すに及び、祠官の常に奉ずる所の天地名山大川鬼神をして而て序するを得べからしむる也。

〔史記〕封禪書

という記述に注目したい。従来名山大川は所在によって天子あるいは諸侯が管轄し、その祭祀の礼儀もまちまちであったが、秦の統一後は、皇帝を頂点とする祭祀体系の中に位置づけられたのである。始皇帝が各地で行った山川祭祀は、おそらくは太守・県令以下、当地の官吏が参加して行われたであろう祭祀を通して、皇帝支配を認識させることが第一の目的であろう。たとえ祈願の具体的内容は不死延命であったとしても、封禪は他の山川祭祀同様、あくまでも統

一事業の一環であったと思う。

そうした意義は、封禪が巡狩とともに行われていることから伺えよう⁴。巡狩においても、不死への執着を示す話によく知られている。しかしそれを文字通り事実として理解することの危険は、桐本氏の指摘する通りであろう⁵。巡狩もやはり皇帝という新たな支配者の正当性の主張と支配の徹底、が目的である。それは二世皇帝の「先帝巡行郡県、以示彊、威服海内。」〔史記〕秦始皇紀」という言葉に端的に示されている。

以上のように、始皇帝が行った巡行・封禪を、支配の正当性の喧伝及び支配の徹底を目的とするものと考えたが、こうした巡行・封禪は、その後武帝に至るまで実施されていない。それはなぜだろうか。

劉邦の時代には巡狩や封禪が実施されなかっただけでなく、議論にのぼったこともなさそうである。封禪が、太平をもたらした帝王が行うものならば、六国を統一した始皇帝が行ったように、秦を滅ぼしてその後の混乱を収め、再び統一を実現した劉邦にも当然その資格はあるにもかかわらず、である。それは太平どころか、異姓諸侯王対策などのために文字通り席の暖まる暇もなかったためであろう。劉

邦が「天下に功最も多」きをもつて皇帝となつた翌七年には「平城の恥」があり、八年には匈奴に降つた韓王信の殘党を東垣に伐ち、十年には陳豨が反したため邯鄲に至り、翌年まだ邯鄲にいる間に韓信が長安で謀反したため雒陽に戻り、さらに同年梁王彭越が謀反、つづいて淮南王英布も反し、親征している。翌十二年にようやく長安に戻つたが、布を撃つた際に負つた傷が致命傷となつた。このような状況にあつては、とても封禪や巡狩など行ふ余裕はないだろう。

では、続く恵帝及び呂太后の臨朝稱制時代はいうまでもないとして、文帝期はどうだろうか。実は文帝時代にはいくつか注目すべき変化が現れる。それは一言でいえば脱秦あるいは漢の成立への動きである。文帝即位直後に賈誼が、
以爲らく、漢興りて孝文に至るまで二十餘年、天下和洽し、而して固より當に正朔を改め、服色、法制度を易え、官名を定め、禮樂を興すべし、と。乃ち悉くその事儀法を草具し、色は黄を尚び、數は五を用ひ、官名を爲り、悉く秦の法を更む。
〔史記〕卷84 賈生

とあるように、「天下和洽」となつた今、さまざまな制度を改めるべきだと主張した。それは秦の法を更めること

であつた。つまりそれまでは秦の制を踏襲していたが、これからは漢独自の制度を確立しようというのである。漢は、その出自・皇帝権力のあり方・支配体制など、あらゆる点で大きな違いがあつた。その意味では漢は独自性をもつていたのであるが、実際の行政においては、秦の制度をそのまま継承していたのもまた事実である。彼は諸制度を更定することによつて漢が秦とは違う国家であることを明確な形をもつて宣言せんとしたのである。しかし、これは「未遑」として却けられた。呂氏誅滅の後、建国の功臣たちによつて傍系から帝位につけてもらつた文帝であつてみれば、即位早々、皇帝の權威誇示に繋がるような行動は憚られたであろう。しかし、文帝自身はこうした「漢の樹立」に対して決して否定的ではなかつた。諸律令を更定したり、列侯を就国させるなど、賈誼の言で、実施できるものは実施し、さらに彼を公卿に任じようとしているからである。ただこれには周勃らの反発が強かつたらしく、結局長沙王太傅としてゐる。しかし一年あまりで「誼を思」つて徴し、夜半に至るまで語り合つたという〔漢書〕卷48 賈誼伝〕。その後も賈誼はしばしば政事について意見を上つた。『漢書』の本伝には長きにわたつてその大略が記されているが、

それによると、君臣・上下・父子など、身分の差等を明確にすべしという主張が基本となっている。それは奢侈を極める富人大賈、皇帝まがいの言動をとる諸侯王、甚だ不敬たる匈奴、といった現実をふまえてのことである。「布衣昆弟の心」をもつ諸侯王には君臣の分をわきまえさせるべきであるし、「天下の足」たる匈奴は足の位置に置くべきなのである。地たる衆庶から九級の陛をのぼり、その上の堂たる人主に至る。人主に近づけば近づくほど尊であり、廉恥節礼を以て処すべき存在にはなるが、その等級は分明にしてかつ天子が加えるものであるが故に、決して天子に及ぶものではないのである。要するに、それぞれが分をわきまえ、それを逸脱してはならないと同時に、身分に応じた処遇を受けるべきだというのである。諸侯王を抑制せんとする一方で、周勃の如く丞相たるものを獄に下して治せしむるが如き処遇を非難したのもそのためである。こうした主張に文帝は賛同していたものと思われる。それは、後におこる改制度・巡狩・封禅実施に対する態度からも伺えよう。

賈誼が主張した改制度の議論は、魯人公孫臣によって再び取り上げられた。それは、漢は水徳の秦を受けたのだから

土徳に当たる。土徳の応である黄龍が現れるであろうから、正朔を改め、服色を易え、黄色を上ぶべし、というものであった〔史記〕封禅書。これに対して丞相の張蒼は、漢は水徳であるとしてこれを却けた。しかし、予言通り黄龍が現れる（文帝15年）に及んで、文帝は公孫臣を博士とし、改暦服色の事を草せしめた。さらにその翌年、趙人新垣平が望気術により、長安の東北に神気があるので、この天瑞に必ずべく上帝を祠るべしと上言した。同年、文帝は平を上大夫とし、博士諸生に巡狩・封禅の事を議せしめた。しかし翌年、平が宝気が来るといつて玉杯を献上させたり、周鼎が出るといつて祠りをさせたりしたが、それらが詐りであるとの告発があつて誅された。これ以後文帝は「正朔服色神明之事を改むるを怠」るようになり（封禅書）、結局一切は実施されずにおわつたのである。

公孫臣の主張は、五徳終始説と受命改制によって、漢を土徳とし、それに応じた制度改定を行うというもので、これは賈誼と同じである（なぜか封禅書には賈誼の名はみえないが）。しかし今回は、黄龍という符瑞が用意されたため、張蒼をして「自らを黜け、論著せんと欲する所成ら」ざらしめ、反対派を抑えることに成功した。符瑞は、つづく新

桓平によっても玉杯・周鼎として用いられている。その結果、文帝も改暦服色に取り組み、さらに巡狩・封禪の議に入ったのである。

以上の過程をみると、符瑞の出現―改制度―巡狩・封禪となつてゐる。始皇帝も符瑞はないが、改制度のあとに巡狩・封禪を行つた。とすれば、賈誼の場合も、巡狩・封禪には言及していなかつたけれども、改制度が認められれば、巡狩・封禪へと進む予定だったのかもしれない。仮にそうした順番が意識されていたのならば、それはなぜだろうか。そこで、今一度巡狩の意味を考えておきたい。

先に、二世皇帝の言を紹介し、巡狩には様々な要素がみられるものの、その基本的な目的は何よりも「彊きを示し、海内を威服せしむる」ことであつたと考えた。では威服せしむるために、具体的にはどのようなことが行われたのだろうか。りっぱな行列をくみ、山川を祭祀する他に、稲葉氏は、郡の治所に至つて役人や群衆に訓戒を授けたたであろうとして、郡の役所に刻石が立てられた例を紹介している。おそらく行く先々の郡（県）では、このように訓戒を授けるだけでなく、国家の方針に違つた者を摘発・処罰するといふことも行われたのではないだろうか。それは、二世皇帝

が、東方郡県を巡狩した時、

大臣服さず、官吏尚お彊し。諸公子必ず我と争うに及びては、これを為すこといかんせん。

と、不安がる二世皇帝に対して、

今上出づ。この時に因りて郡県の守・尉の罪有る者を案じてこれを誅し、上は以て威を天下に振い、下は以て上の生平不可とする所の者を除去せざらんや。

〔史記〕秦始皇本紀

と、答えた趙高の言から伺えよう。このように天子巡狩の際に評価や処罰が行われることは、相を免ぜられ就国した周勃が、

河東の守・尉行県して絳に至る毎に、絳侯勃自ら畏れ誅を恐れ、常に甲を被り、家人をして兵を持ちて以てこれを見しむ。

〔史記〕卷57 絳侯周勃世家

と、太守や尉が行県することに誅されることを恐れたという事例や、やや時代は下るが、宣帝時代の左馮翊であつた韓延寿が、「出て県を行るを肯せず」であつたのに対して、丞掾が、

宜しく循行して、民俗を覽觀し、長史の治迹を考すべし。

〔漢書〕卷76 韓延寿

と、長吏の治迹を考課することを行県の目的の一つにあげていることなど、いずれも天子の巡狩ではないが、参考とするに足ると思う。

以上のように、巡狩の際には官吏の評価や処罰が行われたとするならば、新たな制度や法令が施行されたならば、それが守られているかどうかは当然チェック項目となつたはずである。従つて巡狩のあとに改制度をするよりも、巡狩に出かける前にする方が理にかなつていよう。このことは『礼記』王制に、

歳二月東巡守至于岱宗、柴而望祀山川、覲諸侯、問百
年者、就見之。命大師陳詩以觀民風、命市納賈以觀民之
所好惡志淫好辟、命典禮考時月定日、同律札樂制度衣服
正之。山川神祇有不舉者、爲不敬、不敬者君削以地、宗
廟有不順者爲不孝、不孝者訓黜以爵。變礼易樂者爲不從、
不從者君流。革制度衣服者爲畔、畔者君討。：五月南巡
狩：八月西巡狩：十有一月北巡狩：。

と、明瞭に規定されている。これによると巡狩は春に東方から始められ、泰山を祭り、諸侯に謁見し、老人を慰問し、民俗を覲、經濟状況を視察し、四時月日を考校し、律・札・樂・制度・衣服が正しく行われているかどうかを

みる。そして不舉者・不順者・不孝者・不從者・畔者を処罰する、というものである。このように整然とまとめられた巡狩のやり方が、始皇帝の時からあつたかどうかは別として、巡狩の目的がどこにあり、何を行うものと考えられていたかを知ることができよう。

文帝時代は、諸侯王対策に苦慮しながらも田租減免などの勸農政策・恤民政策そして肉刑廃止を代表とする法令の緩和など、脱秦の姿勢がはっきりと示された時代である。こうした文脈においてみると、結局は果たせなかつたもの、文帝が巡狩・封禪を志向した理由は明らかであろう。それは秦を脱し、漢の成立を宣言・徹底させることであつたと考えられる。では、宣言したい漢とはどのようなものだったのか。それはあくまで諸侯王の存在を認めつつも、強力な権力をもつ皇帝が支配する独自の「郡国制」であつた。賈誼や鼂錯も諸侯王の権力を抑制することを主張しながらも、その存在そのものをなくそうとは言っていない。重要なのは差等分明かつ厳然たる身分制秩序なのである。ではこうした脱秦・漢の確立への動きは、景帝時代にはどのように展開するのだろうか。この時代は一言でいえば諸侯王対策の時代といえよう。景帝即位のわずか3年後に

呉楚七国の乱がおこり、それが平定されてからしばらくは戦後処理と新たな支配システムの構築におわれ、中5年の王国の官制改革で一区切りを迎える。その結果、百官公卿表に、

令諸侯王不得復治國、天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉…皆損其員。

というように、諸侯王は行政から切り離されて「税租に衣食するを得るのみにして政事に与らず」（『漢書』諸侯王表）という状態となった。また諸侯王問題とは直接に関係はないかもしれないが、この時代は法令整備の記事が目立つ。例えば、元年には吏の受臧についての刑罰規定を、中6年には鑄錢偽黃金棄市律を定め、また笞法を減らし箠令を定め、さらに中5年及び後元年には獄の疑なるものを減せしめている。

こうした法令の整備も、諸侯王国が大幅に漢の直轄となったことに伴うものかもしれない。とにかく諸侯王国支配の整備に多忙であったためか、本紀による限り、景帝は6年に雍へ行幸した、この一度しか都を離れていない。改制度や巡狩・封禪といった話題も全く見られないのも、こうした背景のゆえかもしれない。しかし、改制度・巡狩・封禪

が、脱秦・漢の成立の宣言だとするならば、とりわけ諸侯王問題に一応の決着をつけ、漢朝の優位が決定づけられた景帝中5年以降には名実共にそれらを実施するにふさわしい状態になっていたといえよう。

武帝期になると、周知の如く、これらすべてが実施されるのであるが、実は武帝即位直後にも、

元年、漢興已六十餘歲矣、天下艾安、摺紳之屬皆望天子封禪改正度也、而上鄉儒術、招賢良、趙綰・王臧等以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯。草巡狩封禪改曆服色事未就。會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微伺得趙綰等姦利事、召案綰・臧、綰・臧自殺、諸所興爲皆廢。〔史記〕封禪書

と、提案されたものの、やはり実施されずに終わっている。ここでは「上儒術に郷い、賢良を招き、趙綰・王臧ら文學を以て公卿と為」すと、武帝主導のようになっていくが、彼等のバックには竇嬰・田蚡といった武帝のおじたちの存在があった。竇嬰は武帝の祖母竇太后の従兄の子、田蚡は武帝の母王太后の同母弟である。武帝即位当初、彼等の権勢は大きく、特に竇太后の崩後、丞相となった田蚡は「人を薦むるに或いは起家して二千石に至り、権は主上に

移す」るほどで、武帝に「君、吏を除するに盡せるや未だしや。吾もまた吏を除せんと欲す」と言わしめたという。

嬰・蚡俱好儒術、推轂趙綰爲御史大夫、王臧爲郎中令。

迎魯申公、欲設明堂、令列侯就國、除關、以禮爲服制、

以興太平。…太后好黃老言、而嬰・蚡、趙綰等務隆推儒

術、貶道家言、是以竇太后滋不說。二年、御史大夫趙綰

請毋奏事東宮。竇太后大怒、曰「此欲復爲新垣平邪」乃

罷逐趙綰・王臧、而免丞相嬰・太尉蚡、…。嬰・蚡以侯

家居。〔漢書〕卷52 田蚡

とあるように、かねてから儒術に関心のあつた武帝が即位早々儒者を登用し、改制度を断行しようとしたのではなく、おそらくは竇嬰らが主導して行われたものだと思われる。しかし、いづれにせよ竇太后の反対にあつてまたもや実行されることはなかつた。

以上、みてきたように改制度・巡狩・封禪は武帝即位当初に至るまで、史料に見える限り三回試みられずべて失敗している。それはやはり漢の成立の誇示という目的の故ではないだろうか。その漢とは、諸侯王が親たるを以て天子に擬える行いをし、天子も親たるを以て違法を赦し、あるいは天子・太后から大臣に至るまで王を憚るような、そん

な諸侯王が存在する国家では断じてない。諸侯王は天子に近い尊なる存在として認めながらも、あくまでも厳然たる君臣關係に基く身分秩序の中に位置づけられ、確固たる皇帝権力のもと、分明たる等級によって秩序づけられた国家である。

太后の少子たるを以てことのほか愛幸された、梁の孝王の例をあげよう。彼は莫大な賞賜を受け、出游は天子と見まごうばかり、珠玉宝器は京師より多く、京師に上れば天子と行動を共にし、太后はついに帝の後嗣にせんとはかるほどであつた〔史記〕卷58 梁孝王世家。この史料から、こうした親親重視の姿勢は、国家にとつて負の要素であるように思われる。しかし呉楚の乱に際して、最も活躍して、漢を守る功績をあげたのは、実は梁王であつた。血縁が藩屏としてうまく機能した例であろう。にもかかわらず、文帝が乗り越えたかつたのはまさにこうした親親主義である。君臣關係を逸脱した、親子・兄弟關係優先の状況こそ乗り越えたものであつた。文帝が宣言したかつたのは、血縁は重視しながらも君臣關係分明たる漢帝國であつたであらう。

しかし、漢初の状況はそれを容易には許さなかつた。想

像をたくましくすれば、新垣平の告発も反対派によるものであったかもしれない。また、明堂を立てて諸侯を朝せしめ、巡狩・封禪などを企図したことに對して、あの竇太后が「此れ復た新垣平と為らんと欲するや」と、反対したのも当然の反応であった。けれども新たな「郡国制」を確立させねばならないという流れは文帝以来一貫して存在し、かつ次第に高まっていたものと思われる。賈誼や鼂錯そして竇嬰・田蚡と、宮中にもそうした氣運ははぐくまれていたと考えられよう。

Ⅱ、對匈奴政策

高祖のいわゆる平城の恥の後に結ばれた和親以来、武帝が積極策に出るまでは、漢と匈奴は基本的に隣敵国であり、兄弟関係であるとされた。しかし、確かに消極的な和親策に終始してはいるものの、仔細に觀察すると、微妙な変化が見て取れるように思う。そこで以下に時期を区切ってみてゆくことにしたい。

①高祖

特に漢帝国成立直後のこの時期には、匈奴への投降と、

投降者と漢帝国内の人物との呼応、という現象が目立つ。その例として、韓王信・陳豨・盧綰らによる一連の出来事を『史記』卷93韓信盧綰列伝及び卷110匈奴伝によつて述べてみたい。

太原の王であつた韓王信が馬邑で匈奴に囲まれてついに降ると、単于は句注・太原・晋陽と一気に南下した。これに對して高祖は自ら軍を率いて出兵するが、しだいに北に誘導され、ついに「平城の恥」に至つてしまふ（高祖7年）。一方、信が匈奴に降つた後、彼の將であつた曼丘臣と王黄は、趙の後裔たる趙利を王に立てて信の敗散兵を集め、信及び冒頓単于と謀つて、匈奴の兵と共に漢を攻めた。平城の戦いの折も彼等とともに行動するはずだつたようである。さらに王黄・趙利らはしばしば「約に倍いて、代・雲中を侵盜」したという。

さて、この後むほんの恐れありとされた代の相国陳豨は、ひそかに王黄・曼丘臣のもとへ使者を送っている。もちろん信とコンタクトをとるためである。これに對して韓王信は、「信令王黄等説誤陳豨」（韓王信伝）と、その背中を押したことになっている。ついに豨は王黄らと反し、自立して代王となつた（高祖11年）。このように、漢の主だつた

人物が投降すると、その配下の將軍なども行動を共にし、彼等は漢の動きを知り尽くした匈奴軍の先鋒としての役割を担うことになる。さらに当時の不安定な国内事情の故に、漢帝国内の人物が、匈奴に投降した漢人と通じ、様々な政治的策略をめぐらすことにもなった。もう少し続きをみておこう。

陳豨が反するや、燕王盧綰は高祖とともに討伐の軍を進めた。当時陳豨は王黄に匈奴に救援を求めさせていた。もちろん、韓王信を頼つてのことである。おそらくそのことを察知したのであろう、盧綰もまたその臣張勝を匈奴に派遣して、陳豨の軍は敗れたと言わせようとした。信の動きを封じるためである。

ところで、張勝は一体誰にこのことを言おうとしたのだろうか。単于だろうか。それとも信であろうか。漢からもたらされた様々な情報は、直接的には漢人、といっても使者それぞれに応じた漢人がその窓口になっていたのではないかと想像する。後にも述べるように、当時、とりわけ異民族と境を接する地域の有力者は、国家中央とは違うレベルで、匈奴の王とつながりがあったようであるし、匈奴としても漢の情報を収集する上で匈奴内にいる漢人を活用す

るのは当然であろうからである。具体的に窓口となった人物とは、例えば、投降者・言葉のわかる者・事情に明るい者などである。例えば「史記」秦本紀に、

戎王使由余於秦。由余、其先晉人也、亡入戎、能晉言。聞繆公賢、故使由余觀秦。秦繆公示以宮室、積聚。…於是繆公退而問內史廖曰、孤聞鄰國有聖人、敵國之憂也。

今由余賢、寡人之害、將奈之何。內史廖曰、戎王處辟匿、未聞中國之聲。君試遺其女樂、以奪其志為由余請、以疏其間。…繆公曰、善。…由余遂去降秦。繆公以客禮禮之、問伐戎之形。

とあるように、秦の繆公の賢者ぶりを伺いに派遣されたのは、匈奴に亡入した晋人の子孫である由余であった。また文帝から派遣された使者に会っているのは中行説であった。張勝が匈奴で会ったのが臧荼の子衍であったのも、偶然ではないと思う。

話を張勝に戻そう。上述の如く、彼は匈奴で臧荼と会った。臧荼は先に反乱を起こして誅された燕王臧荼の子で、「出亡して胡に在った」のである。衍は、燕が「久存」しているのは「諸侯數反、兵連不決」のゆえであるから、陳豨を助けて匈奴と和すべしと説いた。衍のこの発言が、匈

奴側の意向によるものかどうかはわからない。とにかくこれをもっともだと思つた張勝は、陳豨を助けて燕を伐たせる。当初、この行動を裏切りとした燕王盧綰であつたが、張勝から真意を聞くや、やはり陳豨の反乱を引き延ばす拳に出た。結局このことを以て盧綰自身が反乱を企てたとして伐たれることになる。そして遂に綰は「その衆を將いて亡げて匈奴に入」つたのである。

以上のように、この時期、史料上に名のみえる上述の韓王信・臧衍以外にも匈奴に流れた有力者は多数いたものと思われる。項羽の將として活躍した季布を匿つた任俠、魯の朱家が「北のかた胡に走らざれば即ち南のかた越に走るのみ。」(『史記』卷100) という通りであろう。また自ら亡命・投降しないまでも、陳豨や盧綰の如く、匈奴への亡命・投降漢人と連絡を取り合い、情報を提供し、彼等の意見を参考にしたり、協力を求めたりしているのである。こうした事例がこの時期に顕著に見られるのは、異姓諸侯・同姓諸侯・建国の功臣などの諸勢力と権力基盤の脆弱な中央政権が織り成す漢帝国の不安定さと、今や巨大な統一国家となつた匈奴の軍事的優位がその背景にあることは確かである。さればこそ、高祖自身も和親を選らばざるをえな

かつたのである。

和親策は決して望ましい形ではなかつた。秦に代わつて統一帝国の皇帝となつた劉邦にとって、匈奴に、いや国内に対しても、その存在の正当性と威信を示すためには、毎年多額の財物を贈つて兄弟関係になることではなく、やはり武力をもつて制圧することが望ましい形であつたらう。それはこれを提案した劉敬の言からも伺える。彼は和親策をとる理由として、士卒が戦争に疲弊していること、冒頓は仁義で説ける相手ではないこと、を挙げているが、これは裏を返せば、力で威を見せつけるのが一番ではあるが、今の漢にはそれをする力がない、ということである。そこで彼が主張した「久遠子孫為臣」という策は以下のようなものであつた。長公主を単于に娶わせて手厚く奉養する。すると漢の重幣を食りたい単于は必ずや長公主を閼氏とするだろう、さすれば次の単于とは外孫・大父の關係となり、武力によらずしだいに臣の礼をとらせることができるというのである。しかし劉敬自身、仁義が通用しないと、重幣を食るといつているにもかかわらず、時時の挨拶の折、弁士を派遣して礼節を説かせるとか、大父と抗礼する外孫はないはずだ、などというのは矛盾であり、本気でその実

現を信じていたかは疑問である（以上『史記』卷99劉敬傳）。对匈奴の場合、長公主を嫁がせるのは、親密な関係を築くというだけでなく、匈奴に手厚い贈り物をするための名目作りという目的もあったのかもしれない。

とにかく、こうした和親策は基本的に武帝まで踏襲されてゆくことになる。

②文帝

高祖が和親を結んで以来、漢は、漢・匈奴に新帝・新単于が立つごとに、改めて和親を取り結んだ。文帝も「初めて立つや、復た和親の事を修」めたという（『史記』匈奴伝）。文帝三年に右賢王が河南の地に入居した時も、「非約」として辺吏騎八万五千を出して追い払っただけで、結局は「単于新たに月氏を破り、勝ちに乘ずれば撃つべからず、且つ匈奴の地を得るに、澤鹵なれば居すべきにあらざるなり（単于新破月氏、乘勝、不可撃、且得匈奴地、澤鹵、非可居也）」（『史記』匈奴伝）という理由から、結局「和親甚便」となった。また「宗室女公主」を閼氏とすることも引き続き行われた。この時公主の傅として従った燕人の宦官中行説が単于に降り、匈奴がとるべき方策や漢のさまざまな制度などを教え、漢が用いる一尺一寸の簡牘に対して

一尺二寸の牘を用い、大きな封をして、尊大な文言を書かせた話は有名である。さらに、「令男子但等七十人與棘蒲侯芝武太子奇謀、…令人使閼越・匈奴。」（『史記』卷118淮南王伝）と、淮南王が男子但ら七十人に柴奇と謀って反せしめた時、閼越と匈奴に使いを送っているように、事を起こすに当たって南北の異民族と通じて協力を求めるのも変わらない。このように、基本的な状況に変化はないもの、ひたすら和親を守っていただけでもなく、いくつか注目すべきことがある。それは賈誼・晁錯の意見と具体的施策である。

賈誼の意見は次のようなものである。天下の足である蠻夷が、首たる天子の上に位置することは不敬である。にもかかわらず、漢は毎年金絮采繒を贈って臣下の礼をとっている、という。ならば、その不敬なる行為に対して武力を用いるのかというと、そうではない。それは五餌三表という方法である。『新書』によれば三表とは信・愛・好を、五餌は目・口・耳・腹・心をそれぞれ懐柔するものを指す。要するに匈奴からの使者や降者を厚遇することによって、水が低きに流れるが如く、漢に流入させようというのである。先にみた劉敬と比べると、餌でつるといふ点は同じだ

が、姻戚関係によって漢の優位を得ようというのではなく、君臣離間策ないしは内部からの切り崩し策ともいうものがある。

この策が実施されたかどうかは定かではないが、全く無視されたわけでもないようである。この上言は淮南王の謀反（6年）から梁王の死（11年）までの間に行われたのであるが、それ以降の動きを見ると、まず15年以前になされた鼂錯の上言の中に「今降胡義渠蠻夷之属来帰誼者、其衆数千」（『漢書』49鼂錯伝）と見える。また特筆すべきは、匈奴の相国であった、故韓王信の子韓頰當と信の太子の子韓嬰が衆を率いて降ったことである。彼等はいずれも列侯に封ぜられた（文帝16年）。外国から降ってきた者を列侯に封ずるのは初めてのことであったが、もと功臣の子孫ということで、特に問題にはならなかったようである。このことは匈奴内にいる漢人有力者を刺激したのではないだろうか。その後、後2年の匈奴への書の中に、
元元万民：莫不就安利而辟危殆。故来者不止，天之道也。俱去前事，朕釋逃虜民，單于無言章尼等。
と、「来る者は拒まないのが天の道である。朕は逃亡したり虜となった漢人は不問にする、単于は章尼らのことを

責めてはならない。」という件がある（『史記』匈奴伝）。これから、当時依然として漢から匈奴に人が流れていると同時に、匈奴からもかなりの人が、しかもある程度の有力者が入ってきていたことが伺えよう。だからこそそれが問題とされているのであろう。そしてこうした傾向は景帝の時、大きな戦鬪があったわけでもないのに、匈奴王が集団で降るといふ事態となって現れる。

このように、匈奴からの降者が増えるという現象は、どのような方策が採られたにせよ、匈奴内部の切り崩しが進んでいるということであり、結果的には賈誼の言の通りになっている。

次に鼂錯の意見をみておこう。周知の如く、『漢書』巻49鼂錯伝にみえる彼の対匈奴策は、漢と匈奴それぞれの軍事的状況を分析した説得力ある説である。そこでは前二者とは違って積極策ともいふべき論が展開されている。

彼は言う。匈奴軍は強く、漢は防戦一方である。これでは氣力を失い、勝気もなくなる。まことに「戦勝之威、民氣百倍」なのだから、と。ではその強力な匈奴にどう対抗するのか。まずは優秀な将を得ること、そして地形・卒の服習・器用の利を得ることである。実戦にあたっては、蛮

夷を以て蛮夷を攻めるのが中国の形ではあるが、帝王たる者、万全の術を取らねばならない。そこで、險阻な地では蛮夷が得意とする騎馬軍を、平地では中国が得意とする輕車・材官を用いるのだ、という。文帝はこれを嘉し、彼はさらに上言した。辺境は胡人の能力を理解する間もなく交代するような卒ではなく、常居者に守らせるべきである。そのために罪人や免徒復作を募り、足らなければ奴婢や希望者を募る、という「徙民實邊」策を述べている。

これに対して文帝は確かに「その言に従い、民を募りて塞下に徙」したけれども、それ以上に鼂錯の言が施策に取り入れられた形跡は見当たらない。しかし文帝自身には、公主や多額の贈り物をするだけの和親策から抜け出さんとする意思があったように感じられる。文帝3年、匈奴右賢王が河南の地に入居し、上郡に侵盜した時、帝は甘泉から高奴に至り、さらに太原に幸している。この時、匈奴攻撃の軍を率いていたのは丞相であったが、濟北王が、「皇帝が代に行き、自ら匈奴を撃とうとしている」と聞いて拳兵したように、これはやはり親征に向けての行動であろう。文帝の親征未遂は14年にもある。この年、单于が14万の騎兵を率いて朝那・蕭關に侵入し、北地都尉を殺して人民畜

産を多数奪った後、ついに甘泉にまで至ったのである。この時帝は「親自ら軍を勞い、兵を勅し教令を申ね、軍の吏卒に賜」った後、「自ら將いて匈奴を撃たんと欲し」たため、群臣が諫めたが聞かず、皇太后の求めによりやく思いどどまったという（『史記』文帝紀）。

以上述べたように、匈奴の軍事的優位や和親策という点ではそれまでと変わらないけれども、匈奴を内部から切り崩し、投降者を誘致したと思われること、徙民實邊を実行していること、さらに文帝の親征の姿勢などを見ると、和親は掲げながらも、水面下では異なる方向への準備が進められていたと思われる。

③景帝期

景帝即位の3年後、呉楚七国の乱がおこる。この時もやはり反乱側は匈奴や越に通じていた。趙王遂は「陰かに匈奴をして与に兵を連ねしめ」たし、呉王は「南のかた閩越・東越に使し」ている（以上、『史記』卷106呉王濞伝）。

このような周辺異民族との繋がりや、乱を起こすに当たって急に結ばれたものではなく、おそらく異民族と接する諸国は、政治的・経済的に常に関係を保っていたものと想像される。例えば、呉王が諸侯に宛てた書の中にも「寡人素

より南越に事ふること三十余年、その王君みなその卒を分ちて以て寡人に随うを辞せず」「燕王・趙王は固より胡王と約あり、燕王は…胡衆を搏らにして蕭關に入り…」と見える（『史記』卷106呉王濞伝）。しかし呉楚の乱が漢側の勝利のうちに収束すると、匈奴と元通りの関係にもどり、大寇もなく景帝時代は終わる。「孝景帝復与匈奴和親、通關市、給遣匈奴、遣公主、如故約。終孝景時、時小入盜辺、無大寇。」と、匈奴伝の記述は極めて簡単である。本当に景帝期には何の動きもなかったのだろうか。そうではないようである。

景帝期においても、即位の年に和親を結び、5年には公主を単于に嫁せしめるなど、従来からの路線が守られている。しかしその後中2年に匈奴が燕に入った際、即ち和親が破られた時、漢はそのまま和親しなかったのである。こうしたことは初めてである。しかもその翌年、匈奴王たちがその徒を率いて来降したのである。列侯表によると、中3年に列侯に封ぜられた匈奴王は全部で7人。この時初めて外国人の投降者を列侯に封じたのである。さらに中5年には故燕王盧綰の子它人が東胡王として降り、やはり列侯に封ぜられている。南越王が、中国内の諸侯王とは違った

待遇の外臣であったのとは異なり、匈奴王の列侯は、漢人の列侯と同じであり、はじめて外国人が漢の二十等爵制内に位置づけられたといえる。また匈奴王らがもたらした様々な情報や技術が、来る匈奴との戦争準備に生かされたであろうことは想像に難くない。ただ今回は問題になった。主君に背いて降った者を列侯にすれば、人臣として節を守るべしなどといえないではないか、というのである（『史記』卷57周亜父伝）。しかし景帝はこの意見を「不可用」として受け付けなかった。実は景帝は「これを侯として以て後を勤めんと欲し」ていたのである。漢人だけでなく、外国人も漢に降れば列侯にもなれることを示すことによって、さらなる投降者を致そうという狙いである。つまり、先に見た内からの切り崩し策である。まさしく賈誼の五餌の策であり、文帝時代から引き継がれたものであった。

このように、景帝時代は即位まもなく呉楚七国の乱がおこり、しばらくその戦後処理もあつてか目だった動きはないが、後半期になると和親をやめ、大量の投降者を出すほどの切り崩しを行っていたのである。

④ 積極策への準備

文帝・景帝期は、高祖以来の和親策に終始した。しかし、

賈誼や鼂錯の策を取り入れ、内部の切り崩しと情報収集に努めていた。また、戦争準備として徙民実邊を実施したり、「益造苑馬以廣用」と、軍馬の繁殖も計っていた（『史記』平準書）。この時期、強硬策に出られなかった原因としては、やはり諸侯王の存在が大きい。文帝が親征するとみるや、済北王が反乱を起こしたり、景帝期、呉楚の乱が収まった後に和親をやめているのも、それを証しているよう。

では、諸侯王問題がなければ文帝や景帝も強硬策に出ていたかもしれないとするならば、それはなぜだろうか。匈奴との関係をなぜ和親ではなく武力を以て解決しなければならぬのだろうか。それは皇帝家が他の皇子家とは違うということ、目に見える形で、業績を示すことによって主張する必要があったのではないだろうか。漢初の皇帝権力の基盤はまだ万全ではなかった。特に文帝の如く、傍系からしかも功臣たちの力で即位した者はなおさらである。それは「夫れ朝廷は、高皇帝の朝廷なり」（『史記』卷96 申屠嘉伝）という言葉からも伺えるし、文帝が皇太子を立てる時、自分の子を立てる保証を功臣たちに求めていることからわかる。皇帝家の権威確立のためにはやはり軍事的功績を示すのが一番であろう。それに加えて現実的な要請

もあろう。それは鶴間氏も指摘するように、失われた河南の地を奪還することである。¹⁰ここは軍事的にも是非とも手に入れておかねばならない地である。こうしたいくつかの要請から、政治的・経済的条件が整った武帝時代において、それまでしだいにその太さを増しつつ伏流していた対匈奴戦争という地下水が一気に噴出したといえよう。

おわりに

これまで、巡狩・封禪と対匈奴政策の2点について、文帝景帝期における動きを追ってきた。この時代は何といっても諸侯王が問題であった。親子兄弟関係ゆえに天子きどりの諸侯王と、権力基盤の弱い皇帝という図式が目立つ。しかしこのような状況にあっても、確固たる皇帝の権力確立への志向は確実にかつ切れ目なく存在し続けた。それは何よりも文景期が一貫して諸侯王勢力抑制策を講じていた事実からも明らかであろう。ただ、皇帝と諸侯王とを明確に君臣関係として位置づけ、その差等を厳格にせんとする動きは、一筋縄ではいかなかった。例えば鼂錯は、匈奴に對して、それまでになく実際的かつ積極的な対策を論じ、

また諸侯王に対しても、削地策を以てその勢力抑制を主張したが、彼の優れた意見を文帝は十分に用いることはできなかった。しかしそれは決して彼の言を否定したからではない。太子教育の重要性を説く蠱錯を、太子家令にしたことからも伺えるように、次の世代に期するものがあつたからではないだろうか。

かつて浅野氏は、秦と漢の皇帝支配を安易に同一視することを鋭く批判した。これに対して歴史学の立場からは、未だに明確な解答ができていないようである。新出土資料も増加した今日、秦漢の連続性なるものを検証すべきであると思う。ただ、その後の展開について浅野氏は、劉邦が形成した皇帝観や支配形態は、文帝・景帝によって忠実に引き継がれてゆくが、それが武帝に至ってがらりと変わった、という流れを描く。文帝期の勸農・緩刑・恤民政策など、確かに劉邦以来の系譜を見ることができるとは思ふ。しかしながら、劉邦の路線から突然武帝の路線へ脈絡なく大きく切り替わったと考えると、武帝時代の諸事業が、あまりにも武帝個人に帰せられてしまう危険があると思う。本稿は、武帝に繋がる水脈を見出そうとしたものである。

(1) 文帝・景帝期の理解が重要であることは浅野裕一「黄老道の成立と展開」第14章「漢帝国の皇帝概念(二)(創文社1992年)。

(2) 封禪については福永光司「封禪説の形成」(『東方宗教』第6号・7号 1954年)、栗原朋信「史記の秦始皇本紀に関する二・三の研究」第三章「始皇帝の泰山封禪」(『秦漢史の研究』吉川弘文館 1960年)、桐本東太「始皇帝の第一回巡狩と封禪—あるいは封禪の始原について」(『日中文化研究』別冊三 1997年)・「始皇帝と「封禪」」(『しにか』11巻2号 2000年2月)。金子修一「古代中国と皇帝祭祀」第三章「漢代の郊祀と宗廟と明堂および封禪」(汲古書院 2001年)。

(3) 鶴間和幸「司馬遷の時代と始皇帝—秦始皇本紀編纂の歴史的背景—」(『東洋学報』第77巻第1・2号 1995年)

(4) 巡狩については稲葉一郎「秦始皇の巡狩と刻石」(『書論』第25号 1989年)、桐本東太「不死の探求—始皇帝巡狩の一側面」(『中国古代史研究』六 研文出版 1989年) 桐本氏の論考はいずれも後「中国古代の民俗と文化」刀水書房 2004年所収)、大櫛敦弘「前漢武帝期の行幸—その基礎的考察—」(『日本秦漢史学会会報』第5号 2004年)がある。

(5) 桐本氏は、始皇帝が行った諸儀礼は、本来は単に古代の習俗として理解できる性質のものであったのが、その実像がねじまげられている可能性を指摘し、始皇帝の不死への探

求の問題にも慎重な態度が必要だとする。

(6) 以下、本稿で「漢の成立」「漢の樹立」「郡国制」というのは、漢が採用した郡国制、あるいは郡国制を採用した漢帝国のことを指すのではあるが、ここに意識している郡国制は、呉楚七国以後の郡国制、即ち強力な皇帝権力をいいたたき、かつ諸侯王の存在そのものは認めるといふものである。漢初の郡国制は、全く独創的な発想により作り出されたものではなく、戦国以来の統治体制の系譜上に位置づけられるものであって、むしろ全国的に郡県制をしく方が、鮮やかな形であったのではないかと考えている。ただ、その郡国制という体制が、周あるいは戦国からの流れにおいてどのように位置づけられるのかは、いまひとつ不明確であるのが実情であるように思う。例えば、郡国制は封建制と郡県制をあわせたものと言われるが、封建制といっても、漢初の諸侯王は発兵権をもたないことなど、さほど自由な存在ではなかったという指摘（布目潮瀧「前漢の諸侯王に関する二三の考察」〔『京都府立西京大学人文学報』3 1995年 後、同氏「布目潮瀧中国史論集」上集 汲古書院2003年所収）や、諸侯王の相統法も戦国あたりから発生したものではないかとの指摘があり（牧野巽「西漢の封建相統法」『東方学報』東京第3冊 1932年原載 後同氏「中国家族研究」上 御茶ノ水書房1979年所収）、さらに郡県制がとられた統一秦における皇子たちの処遇については不明な点が多い。戦国あるいは統一秦における封君の実

態など、漢の郡国制を考える時、明らかにしておくべき問題があると思われるが、今回は全く触れることができなかつた。後日を期したい。

(7) 浅野前掲書第10章「秦帝国の皇帝概念」・第13章「漢帝国の皇帝概念（一）」。

(8) 稲葉氏前掲論文。

(9) 「漢使欲辯論者、中行説輒曰、漢使無言……」（『史記』卷110 匈奴伝）。

(10) 鶴間和幸「ファーストエンペラーの遺産」232頁（講談社2004年）。

〔付記〕本稿脱稿後、杉村伸二「郡国制の再検討」（『日本秦漢史学会会報』第6号 2005年11月）を得た。郡国制はやむを得ずとられた体制でなく、有効な統治方法と認識されていたが、郡国制の抱える危険性が顕在化した結果、一元的統治体制に転換する、という。漢初に郡国制が採用されたことを、後退とのみとらえることに疑問を呈する点については、注6で述べた本稿の姿勢と共通するものがある。